

美郷町住宅リフォーム緊急支援事業

快適で安全な生活を応援するため、住宅の増改築・リフォーム工事や、自然災害で被災した住宅等の復旧工事の一部を補助する制度を設けています。どうぞご利用ください。

《補助対象者》

- ①自己所有で本人が居住する住宅の増改築やリフォームを行おうとする方
又は 豪雪や強風などの被害を受けた住宅等の復旧工事を行おうとする方
- ②町内に住民登録している個人の方
- ③美郷町の税金や使用料等の滞納のない方

《対象となる住宅》

- ・1戸建て住宅（自家用車用の車庫や物置も対象となります）
※店舗等を兼ねる場合、居住部分が全体の1/2以上であること

《補助対象の条件》

- ・自己居住部分のリフォーム工事で費用が **50万円以上**（消費税込）となるもの
又は 自然災害の復旧工事で費用が **20万円以上**（消費税込）となるもの
- ・町内の事業所又は町内の個人事業者が施工すること
- ・自然災害の復旧工事の場合、住民生活課から「り災証明」が発行されていること

《補助となる額》

- ・リフォーム費用の **10%**（最大 **8万円**）

補助申請は1回限りです

（災害復旧工事は1度の災害で1回限り）



《補助対象とならないもの》

- ① 門、塀などの外構のみの工事
※ 居住部分の工事に関連する場合は対象に含めます
- ② 業務用建物（店舗・工場・農業施設等）の工事
- ③ 公共工事に伴う補償費の対象となる工事
- ④ 補助金の交付が適当でないと判断される工事



《申請の方法》

- ・「補助金交付申請書」を、添付書類を添えて美郷町役場建設課に提出してください

※添付書類…契約書の写し、見積書の写し、着工前の写真、

自然災害の復旧工事の場合はり災証明書の写し

お
願
い

- ・着工前に申請してください
- ・「着工前の写真」と「完了後の写真」を忘れずに撮影してください
- ・補助金は、工事が完了して「実績報告書」が提出された後に支払われます
- ・「実績報告書」は実施年度の3月30日までに提出してください